

「ぐんま緑の県民税」についての提言

群馬県では、県民共有の財産である豊かな森林環境を、県民の自らの負担で守り育てる「ぐんま緑の県民税」を平成26年度から導入し、これを財源として森林整備等を行っている。

「ぐんま緑の県民税」導入の第一期において、これまでのところ納税に対する県民各位の理解を得られるとともに、事業についても概ね計画どおりに実施され、成果を上げてきていると評価できるが、今後の制度の運用にあたっては以下の事項に留意し、さらに事業成果の上がるよう取り組まれない。

- 1 「ぐんま緑の県民税」の第二期に向け、これまでに各方面から寄せられている意見や森林・林業を取り巻く社会状況の変化を十分に踏まえて、制度の積極的な見直しを行うこと。
- 2 水源地域等の森林整備については、より効率的な事業執行に努めて、整備目標の達成に鋭意取り組むこと。
- 3 森林ボランティア活動や森林環境教育に積極的に取り組み、森林を整備・保全するための多様な担い手の育成に努めること。
- 4 市町村提案型事業については、地域の実情に応じて実施できるよう、随時、制度の見直しを行うとともに、拡充に努めること。
- 5 「ぐんま緑の県民税」の見直しにあたっては、国が導入を予定している森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の動向を注視するとともに、その状況等について適宜、県議会への情報提供に努め、協議を行うこと。

以上、提言する。

平成30年 3月15日

群馬県議会発議条例等の検証に関する特別委員会

群馬県知事 大澤 正明 様